

ウスターソース類についての検査方法

制 定 昭和49年8月1日農 林 省告示第726号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
原料及び製造条件が同一と認められるウスターソース類の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合にあってはその抽出したかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合にあってはその抽出した箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)にあっては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合するときは、その検査荷口のウスターソース類をその等級に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のウスターソース類が連続して10回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であって、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったウスターソース類でその原料及び製造条件が同一と認められるものの10日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合にあってはその抽出したそれぞれのかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合にあってはその抽出したそれぞれの箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのもの)にあっては、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合しないものを不良品とし、不良品があったときは、その検査荷口に係る工場の製品であって、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に格付しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文(平成30年3月29日農林水産省告示第688号)抄
平成30年4月1日から施行する